

利用者負担段階の基準額(令和8年8月から)

【令和8年8月からの食費・居住費の負担限度額（1日あたり）】

利用者負担段階		食費		居住費等						
		短期入所サービス	施設サービス	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室		多床室		
						特養ショート	老健・医療院等	特養ショート	老健・医療院等 (室料を徴収する場合)	老健・医療院等 (室料を徴収しない場合)
第1段階	●本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ●生活保護の受給者	300円	300円	880円	550円	380円	550円	0円	0円	0円
第2段階	本人および世帯員全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が82.65万円以下の人	600円	390円	880円	550円	480円	550円	430円	430円	430円
第3段階 ①	本人および世帯員全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が82.65万円超120万円以下の人	1,030円	680円	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	430円	430円
第3段階 ②	本人および世帯員全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が120万円超の人	1,360円	1,420円	1,470円	1,470円	980円	1,470円	530円	530円	430円
基準費用額	—	1,545円	1,545円	2,066円	1,728円	1,231円	1,728円	915円	697円	437円

※介護老人保健施設、介護医療院の室料負担のある多床室を利用した場合の基準費用額は697円です（ショートステイ利用時も同様です）。

※令和8年度8月から合計所得金額＋課税・非課税年金収入額の基準80.9万円から82.65万円に変わります。